

母子及び寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 9 月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第61号

母子及び寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則

母子及び寡婦福祉法施行細則（昭和41年岩手県規則第9号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p style="text-align: center;"><u>母子及び寡婦福祉法施行細則</u></p> <p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条）</p> <p>第2章 <u>母子福祉資金</u>の貸付け（第2条―第27条）</p> <p>第3章 [略]</p> <p>附則</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、<u>母子及び寡婦福祉法施行令</u>（昭和39年政令第224号。以下「政令」という。）第23条（政令第38条において準用する場合を含む。）の規定により、母子福祉資金貸付金及び寡婦福祉資金貸付金の貸付けの申請、貸付けの決定の通知、借用書の提出、償還の手続その他貸付けに関する業務の実施について必要な事項を定めるものとする。</p> <p style="text-align: center;">第2章 <u>母子福祉資金</u>の貸付け</p> <p>（貸付けの申請）</p> <p>第2条 <u>母子及び寡婦福祉法</u>（昭和39年法律第129号。以下「法」という。）第13条第1項に規定する資金（以下「母子福祉資金」という。）の貸付けを受けようとする者（以下この章において「申請者」という。）は、<u>母子福祉資金貸付申請書</u>（様式第1号のア）に次に掲げる書類を添えて広域振興局長（以下「局長」という。）に提出しなければならない。</p>	<p style="text-align: center;"><u>母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則</u></p> <p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条・<u>第1条の2</u>）</p> <p>第2章 <u>母子福祉資金等</u>の貸付け（第2条―第27条）</p> <p>第3章 [略]</p> <p>附則</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、<u>母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令</u>（昭和39年政令第224号。以下「政令」という。）第23条（政令第31条の7及び第38条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により、母子福祉資金貸付金及び<u>父子福祉資金貸付金並びに寡婦福祉資金貸付金</u>の貸付けの申請、貸付けの決定の通知、借用書の提出、償還の手続その他貸付けに関する業務の実施について必要な事項を定めるものとする。</p> <p style="text-align: center;"><u>（定義）</u></p> <p><u>第1条の2</u> この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）<u>母子福祉資金</u> <u>母子及び父子並びに寡婦福祉法</u>（昭和39年法律第129号。以下「法」という。）第13条第1項各号に掲げる資金をいう。</p> <p>（2）<u>父子福祉資金</u> <u>法</u>第31条の6第1項各号に掲げる資金をいう。</p> <p>（3）<u>母子福祉資金等</u> <u>母子福祉資金</u>又は<u>父子福祉資金</u>をいう。</p> <p>（4）<u>寡婦福祉資金</u> <u>法</u>第32条第1項各号に掲げる資金をいう。</p> <p style="text-align: center;">第2章 <u>母子福祉資金等</u>の貸付け</p> <p>（貸付けの申請）</p> <p>第2条 <u>法</u>第13条第1項又は第31条の6第1項の規定により<u>母子福祉資金等</u>の貸付けを受けようとする者は、別に定める様式による<u>母子福祉資金等貸付申請書</u>に次に掲げる書類を添えて居住地を所管する広域振興局長（以下「局長」という。）に提出しなければならない。</p>

(1) 申請者（申請者が児童の場合にあっては、現に当該児童を扶養している配偶者のない女子）及びその扶養する児童の戸籍謄本及び住民票の写し

(2) 母子福祉資金借受資格証明（申請者が児童の場合にあっては、現に当該児童を扶養している配偶者のない女子に係るもの）（様式第2号のア）

(3) 保証書 （様式第3号）

(4) 法定代理人の貸付申請同意書（申請者が未成年者の場合に限る。）（様式第6号のア）

(5) 次の表の左欄に掲げる母子福祉資金の種別ごとに、当該右欄に定める書類

資金の種別	添付書類
事業開始資金	事業計画書 <u>（様式第4号）</u>
事業継続資金	1 <u>事業状況調書</u> <u>（様式第5号）</u> 2 [略]
修学資金及び就学支度資金	<u>母子福祉資金貸付金の貸付けにより修学する児童が在学する学校の長の発行する在学証明書又は当該児童が入学しようとする学校の長の発行する入学決定通知書の写し若しくは入学を証明する書類</u>
[略]	

(6) [略]

2 母子福祉資金の貸付けを受けようとする法附則第3条に規定する父母のない児童は、前項各号（第2号を除く。）に規定する書類に母子福祉資金借受資格証明（様式第6号のイ）を添えて局長に提出しなければならない。

第3条 法第14条の規定により母子福祉資金の貸付けを受けようとする母子福祉団体は、母子福祉資金貸付申請書（様式第1号のイ）に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(1) 貸付けを受けようとする者（貸付けを受けようとする者が配偶者のない女子又は男子（以下「配偶者のない女子等」という。）が現に扶養している児童（法第13条第1項又は第31条の6第1項に規定する20歳以上である子その他これに準ずる者を含む。以下この章において同じ。）の場合にあっては、現に当該児童を扶養している配偶者のない女子等を含む。以下同じ。）及びその扶養している児童の戸籍謄本及び住民票の写し

(2) 別に定める様式による母子福祉資金等借受資格証明（貸付けを受けようとする者が配偶者のない女子等が現に扶養している児童の場合にあっては、現に当該児童を扶養している配偶者のない女子等に係るもの）

(3) 別に定める様式による保証書

(4) 別に定める様式による法定代理人の貸付申請同意書（貸付けを受けようとする者が未成年者の場合に限る。）

(5) 次の表の左欄に掲げる資金の種別ごとに、当該右欄に定める書類

資金の種別	添付書類
事業開始資金	<u>別に定める様式による事業計画書</u>
事業継続資金	1 <u>別に定める様式による事業状況調書</u> 2 [略]
修学資金及び就学支度資金	貸付けにより修学する児童が在学する学校の長の発行する在学証明書又は当該児童が入学しようとする学校の長の発行する入学決定通知書の写し若しくは入学を証明する書類
[略]	

(6) [略]

2 法附則第3条第1項の規定によりその例によることとされる法第13条第1項の規定により母子福祉資金の貸付けを受けようとする法附則第3条第1項に規定する父母のない児童は、母子福祉資金等貸付申請書に前項各号（第2号を除く。）に掲げる書類及び別に定める様式による母子福祉資金借受資格証明を添えて局長に提出しなければならない。

第3条 法第14条（法第31条の6第4項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により母子福祉資金等の貸付けを受けようとする母子・父子福祉団体は、別に定める様式による母子福祉資金等貸付申請書に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 定款又は寄附行為の写し
- (2)・(3) [略]
- (4) 貸付申請の日の属する年度及びその前年度の収支計算書
- (5) 母子福祉資金貸付金以外の借入金の状況を明らかにした書類

- (6)～(10) [略]  
(保証人の資格)

第4条 政令第9条第1項の規定による保証人は、次に掲げる要件を備えていなければならない。

- (1) [略]
- (2) 県内に1年以上居住し、かつ、原則として申請者の居住地を所管する広域振興局の所管区域内に居住していること。  
(貸付調査書の作成等)

第5条 局長は、第2条の規定による貸付けの申請があった場合は、速やかに必要な調査を行い、母子福祉資金貸付調査書(様式第7号のア)を作成するものとする。

(貸付けの決定及び通知)

第6条 知事又は局長は、第2条又は第3条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、母子福祉資金の貸付けを適当と認めたときは母子福祉資金貸付決定通知書(様式第7号のイ)により、母子福祉資金の貸付けを不適当と認めたときは母子福祉資金貸付不承認決定通知書(様式第8号)により当該申請者に通知するものとする。

(据置期間の延長)

第7条 政令第8条第5項の規定による据置期間の延長を受けようとする者は、母子福祉資金据置期間延長申請書(様式第9号のア)に市町村長の発行する次に掲げる事項を証する書類を添えて局長に提出しなければならない。

- (1)～(3) [略]

2 局長は、母子福祉資金据置期間延長申請書を受理したときは、内容を審査し、据置期間を延長することを適当と認めたときは母子福祉資金償還金据置期間延長承認決定通知書(様式第9号のイ)により、据置期間を延長することを不適当と

- (1) 定款の写し
- (2)・(3) [略]
- (4) 貸付申請の日の属する年度の収支予算書及びその前年度の収支計算書、損益計算書又は活動計算書
- (5) 母子福祉資金貸付金又は父子福祉資金貸付金(以下「母子福祉資金貸付金等」という。)以外の借入金の状況を明らかにした書類

- (6)～(10) [略]  
(保証人の資格)

第4条 政令第9条第1項(政令第31条の7において読み替えて準用する場合を含む。)の保証人(以下この章において「保証人」という。)は、次に掲げる要件を備えていなければならない。

- (1) [略]
- (2) 県内に1年以上居住し、かつ、原則として貸付けを受けようとする者の居住地を所管する広域振興局の所管区域内に居住していること。  
(貸付調査書の作成等)

第5条 局長は、第2条の規定による母子福祉資金等貸付申請書を受理したときは、速やかに必要な調査を行い、別に定める様式による母子福祉資金等貸付調査書を作成するものとする。

(貸付けの決定及び通知)

第6条 知事又は局長は、第2条又は第3条の規定による母子福祉資金等貸付申請書を受理したときは、その内容を審査し、母子福祉資金等の貸付けを適当と認めたときは別に定める様式による母子福祉資金等貸付決定通知書により、母子福祉資金等の貸付けを不適当と認めたときは別に定める様式による母子福祉資金等貸付不承認決定通知書により当該申請書を提出した者に通知するものとする。

(据置期間の延長)

第7条 政令第8条第5項又は第31条の6第5項の規定による据置期間の延長の決定を受けようとする者は、別に定める様式による母子福祉資金等据置期間延長申請書に市町村長の発行する次に掲げる事項を証する書類を添えて局長に提出しなければならない。

- (1)～(3) [略]

2 局長は、前項の規定による母子福祉資金等据置期間延長申請書を受理したときは、その内容を審査し、据置期間の延長を適当と認めたときは別に定める様式による母子福祉資金等償還金据置期間延長承認決定通知書により、据置期間の延長

認めるときは母子福祉資金償還金据置期間延長不承認決定通知書（様式第9号のイ）により当該申請者に通知するものとする。

（借用書の提出）

第8条 母子福祉資金借用書（様式第10号。以下「借用書」という。）は、母子福祉資金の貸付決定を受けた者（以下この章において「借受者」という。）にあつては局長に、母子福祉資金の貸付決定を受けた母子福祉団体（以下この章において「借受団体」という。）にあつては知事に、貸付決定を受けた日から30日以内に提出しなければならない。

（母子福祉資金貸付金の交付）

第8条の2 修学資金、技能習得資金、修業資金又は生活資金については、毎年2月、4月、6月、8月、10月及び12月の6期に、当月分及び翌月分を交付するものとする。ただし、特別の理由があるときは、その交付期月でない月であっても、交付するものとする。

第8条の3 母子福祉資金貸付金の交付日は、各月25日（その日が金融機関の休日に当たるときは、その翌日以後の直近の金融機関の営業日）とする。ただし、修学資金、技能習得資金、修業資金又は生活資金に係る2回目以後の交付日は、交付期月の5日（その日が金融機関の休日に当たるときは、その翌日以後の直近の金融機関の営業日）とする。

2 災害その他やむを得ない理由により母子福祉資金貸付金を交付しなければならないときは、前項の規定にかかわらず、当該母子福祉資金貸付金に係る貸付決定後、速やかに母子福祉資金貸付金を交付する。

（保証人の変更）

第9条 借受者は、政令第9条第1項の規定による保証人を変更しようとするとき、又は保証人が死亡したときは、速やかに保証人変更届（様式第11号）に保証書を添えて局長に提出しなければならない。

（母子福祉資金貸付金の増額）

第10条 修学資金、技能習得資金、修業資金又は生活資金の借受者は、その母子福祉資金貸付金の額が政令第7条第3号から第5号まで又は第8号の規定による限度額に満たない場合において、特別の事由により増額を必要とするときは、その限度額の範囲内において母子福祉資金貸付金の増額を母子福

を不適当と認めるときは別に定める様式による母子福祉資金等償還金据置期間延長不承認決定通知書により当該申請書を提出した者に通知するものとする。

（借用書の提出）

第8条 母子福祉資金等の貸付決定を受けた者（以下この章において「借受者」という。）は、貸付決定を受けた日から30日以内に、局長（借受者が母子・父子福祉団体である場合にあつては知事。第12条第1項（第44条において準用する場合を含む。）、第13条、第15条第1項、第15条の2第1項、第17条第1項（第44条において準用する場合を含む。）、第23条（第44条において準用する場合を含む。）、第36条、第38条及び第38条の2において同じ。）に別に定める様式による母子福祉資金等借用書（以下「借用書」という。）を提出しなければならない。

（母子福祉資金貸付金等の交付）

第8条の2 修学資金、技能習得資金、修業資金又は生活資金（以下「継続資金」という。）については、2月、4月、6月、8月、10月及び12月に、当月分及び翌月分を交付するものとする。ただし、特別の理由があるときは、この限りでない。

第8条の3 母子福祉資金貸付金等の交付日は、各月25日（その日が金融機関の休日に当たるときは、その翌日以後の直近の金融機関の営業日）とする。ただし、継続資金に係る2回目以後の交付日は、前条に規定する交付期月の5日（その日が金融機関の休日に当たるときは、その翌日以後の直近の金融機関の営業日）とする。

2 前項の規定にかかわらず、災害その他やむを得ない理由があるときは、貸付決定後速やかに母子福祉資金貸付金等を交付する。

（保証人の変更）

第9条 借受者は、保証人を変更しようとするとき、又は保証人が死亡したときは、速やかに別に定める様式による保証人変更届に保証書を添えて局長に提出しなければならない。

（母子福祉資金貸付金等の増額）

第10条 継続資金の借受者は、その母子福祉資金貸付金等の額が政令第7条第3号から第5号まで若しくは第8号又は第31条の5第3号から第5号まで若しくは第8号に定める限度額に満たない場合において、特別の事由により当該限度額の範囲内において増額の貸付けを受けようとするときは、別に定

祉資金増額申請書（様式第12号）に保証人の保証書を添えて局長に申請することができる。

2 [略]

（母子福祉資金貸付金の辞退及び減額）

第11条 修学資金、技能習得資金、修業資金又は生活資金の借受者は、局長に将来に向かって母子福祉資金貸付金を受けることを辞退し、又は母子福祉資金貸付金を減額することを申し出るときは、母子福祉資金貸付辞退（減額）申出書（様式第13号。以下「辞退（減額）申出書」という。）によらなければならない。

（償還期限又は償還方法の変更）

第12条 借受者又は借受団体は、母子福祉資金貸付金の償還期限又は償還方法の変更を受けようとするときは、母子福祉資金償還期限（償還方法）変更願（様式第15号。以下「変更願」という。）を知事又は局長に提出しなければならない。

2 知事又は局長は、前項の規定による変更願を受理したときは、内容を審査し、変更することを適当と認めたときは母子福祉資金償還期限（償還方法）変更承認通知書（様式第16号）により、変更することを不適当と認めたときは母子福祉資金償還期限（償還方法）変更不承認通知書（様式第16号）により通知するものとする。

（繰上償還）

第13条 政令第8条第3項ただし書の規定による繰上償還をしようとするときは、母子福祉資金繰上償還申出書（様式第17号）を、借受者にあつては局長に、借受団体にあつては知事に提出しなければならない。

（一時償還の請求）

第14条 知事又は局長は、政令第16条の規定に基づき母子福祉資金貸付金の全部又は一部につき一時償還の請求を決定したときは、母子福祉資金一時償還請求書（様式第18号）により請求するものとする。

（違約金徴収免除の申請等）

第15条 借受者は、政令第17条ただし書の規定による違約金の徴収の免除を受けようとするときは、母子福祉資金違約金徴収免除申請書（様式第19号のア。以下「違約金徴収免除申請

める様式による母子福祉資金等増額申請書に保証書を添えて局長に提出しなければならない。

2 [略]

（母子福祉資金貸付金等の辞退及び減額）

第11条 継続資金の借受者は、別に定める様式による母子福祉資金等貸付辞退（減額）申出書により、局長に、将来に向かって母子福祉資金貸付金等の貸付けを受けることを辞退し、又は減額することを申し出ることができる。

（償還期限又は償還方法の変更）

第12条 借受者は、母子福祉資金貸付金等の償還期限又は償還方法の変更の承認を受けようとするときは、別に定める様式による母子福祉資金等償還期限（償還方法）変更承認申請書を局長に提出しなければならない。

2 局長（母子・父子福祉団体に係るものにあつては知事。第14条、第15条第2項（第44条において準用する場合を含む。）、第15条の2第2項（第44条において準用する場合を含む。）、第32条及び第37条において同じ。）は、前項の規定による母子福祉資金等償還期限（償還方法）変更承認申請書を受理したときは、その内容を審査し、償還期限又は償還方法の変更を適当と認めたときは別に定める様式による母子福祉資金等償還期限（償還方法）変更承認通知書により、償還期限又は償還方法の変更を不適当と認めたときは別に定める様式による母子福祉資金等償還期限（償還方法）変更不承認通知書により当該申請書を提出した者に通知するものとする。

（繰上償還）

第13条 借受者は、政令第8条第3項ただし書又は第31条の6第3項ただし書の規定による繰上償還をしようとするときは、別に定める様式による母子福祉資金等繰上償還申出書を局長に提出しなければならない。

（一時償還の請求）

第14条 局長は、政令第16条（政令第31条の7において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき母子福祉資金貸付金等の全部又は一部につき一時償還の請求を決定したときは、別に定める様式による母子福祉資金等一時償還請求書により請求するものとする。

（違約金徴収免除）

第15条 借受者は、政令第17条ただし書（政令第31条の7において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定による違約金の徴収の免除を受けようとするときは、別に

書」という。)に同条ただし書に該当することを証する書類を添えて、局長に提出しなければならない。

- 2 局長は、前項の規定による違約金徴収免除申請書を受理したときは、内容を審査し、免除することを適当と認めたときは母子福祉資金違約金徴収免除承認決定通知書(様式第19号のイ)により、免除することを不適当と認めたときは母子福祉資金違約金徴収免除不承認決定通知書(様式第19号のイ)により当該申請者に通知するものとする。

(償還金の支払猶予の申請等)

第15条の2 政令第19条第1項の規定に基づく償還金の支払猶予を受けようとするときは、母子福祉資金支払猶予申請書(様式第20号。以下「支払猶予申請書」という。)に同項各号に該当することを証する書類を添えて、借受者にあつては局長に、借受団体にあつては知事に提出しなければならない。

- 2 知事又は局長は、前項の規定による支払猶予申請書を受理したときは、その内容を審査し、償還金の支払猶予をすることを適当と認めたときは母子福祉資金支払猶予決定通知書(様式第21号)により、償還金の支払猶予をすることを不適当と認めたときは母子福祉資金支払猶予不承認決定通知書(様式第21号)により当該申請者に通知するものとする。

(償還免除の申請等)

第16条 法第15条第1項の規定により母子福祉資金貸付金の全部又は一部について償還の免除を受けようとする者は、母子福祉資金償還免除申請書(様式第23号。以下「償還免除申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(1) [略]

(2) 保証人又は政令第9条第3項に規定する連帯債務を負担する借主(以下「連帯借受者」という。)が母子福祉資金貸付金の償還未済額の全部又は一部を償還することができない事実を証明する書類

- 2 知事は、前項の規定による償還免除申請書を受理したときは、内容を審査し、母子福祉資金貸付金の償還未済額の全部又は一部を免除することを適当と認めたときは母子福祉資金償還免除決定通知書(様式第24号)により、母子福祉資金貸付金の償還未済額の全部又は一部を免除することを不適当と

定める様式による母子福祉資金等違約金徴収免除申請書に政令第17条ただし書に該当することを証する書類を添えて、局長に提出しなければならない。

- 2 局長は、前項の規定による違約金徴収免除申請書を受理したときは、その内容を審査し、違約金の徴収の免除を適当と認めたときは別に定める様式による母子福祉資金等違約金徴収免除承認決定通知書により、違約金の徴収の免除を不適当と認めたときは別に定める様式による母子福祉資金等違約金徴収免除不承認決定通知書により当該申請書を提出した者に通知するものとする。

(償還金の支払猶予)

第15条の2 借受者は、政令第19条第1項(政令第31条の7において読み替えて準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定に基づく償還金の支払猶予を受けようとするときは、別に定める様式による母子福祉資金等償還金支払猶予申請書に政令第19条第1項各号に該当することを証する書類を添えて、局長に提出しなければならない。

- 2 局長は、前項の規定による母子福祉資金等償還金支払猶予申請書を受理したときは、その内容を審査し、償還金の支払猶予を適当と認めたときは別に定める様式による母子福祉資金等償還金支払猶予決定通知書により、償還金の支払猶予を不適当と認めたときは別に定める様式による母子福祉資金等償還金支払猶予不承認決定通知書により当該申請書を提出した者に通知するものとする。

(償還免除)

第16条 法第15条第1項(法第31条の6第5項において準用する場合を含む。)の規定により母子福祉資金貸付金等の全部又は一部について償還の免除を受けようとする者は、別に定める様式による母子福祉資金等償還免除申請書に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(1) [略]

(2) 保証人又は政令第9条第3項(政令第31条の7において読み替えて準用する場合を含む。)に規定する連帯債務を負担する借主(以下この章において「連帯借受者」という。)が母子福祉資金貸付金等の償還未済額の全部又は一部を償還することができない事実を証明する書類

- 2 知事は、前項の規定による母子福祉資金等償還免除申請書を受理したときは、その内容を審査し、償還の免除を適当と認めたときは別に定める様式による母子福祉資金等償還免除決定通知書により、償還の免除を不適当と認めたときは別に定める様式による母子福祉資金等償還免除不承認決定通知書

認めるときは母子福祉資金償還免除不承認決定通知書（様式第24号）により当該申請者に通知するものとする。

（借受者等の氏名、住所等の変更の届出）

第17条 借受者、連帯借受者若しくは保証人又は借受団体の理事の氏名又は住所の変更があったときは、氏名（住所）変更届（様式第26号）を、借受者にあつては局長に、借受団体にあつては知事に提出しなければならない。

2 借受団体は、名称又は事務所の所在地を変更したときは、団体の名称等変更届（様式第27号）を知事に提出しなければならない。

（休学等の届出）

第18条 修学資金の借受者は、当該資金の貸付けを受けて修学している者が、休学し、停学し、又は復学したときは、速やかに休学（停学、復学）届（様式第28号）を局長に提出しなければならない。この場合において、休学期間中も引き続いて修学資金の交付を受けようとするときは、その理由書を添えなければならない。

（死亡の届出）

第19条 保証人又は連帯借受者は、借受者が死亡したときは、速やかに死亡届（様式第29号）を局長に提出しなければならない。

（修学資金又は修業資金の継続貸付け）

第20条 修学資金又は修業資金の借受者である配偶者のない女子が死亡した場合において、連帯借受者が法第13条第3項の規定により当該資金を継続して借り受けようとするときは、母子福祉資金継続貸付申請書（様式第30号のア。以下「継続貸付申請書」という。）に母子福祉資金借受資格証明を添えて局長に提出しなければならない。

2 局長は、前項の規定による継続貸付申請書を受理したときは、内容を審査し、継続して貸し付けることを適当と認めるときは母子福祉資金継続貸付承認決定通知書（様式第30号のイ）により、継続して貸し付けることを不適当と認めるときは母子福祉資金継続貸付不承認決定通知書（様式第30号のイ）により当該申請者に通知するものとする。

3 [略]

（貸付けの停止）

第21条 借受者は、政令第12条第1項各号、第2項各号又は第3項各号に該当するとき（第19条に規定する場合を除く。）は、母子福祉資金借受者資格喪失届（様式第31号）を局長に

により当該申請書を提出した者に通知するものとする。

（借受者等の氏名、住所等の変更の届出）

第17条 借受者は、借受者（借受者が母子・父子福祉団体である場合にあっては当該母子・父子福祉団体の理事）、連帯借受者又は保証人の氏名又は住所の変更があったときは、別に定める様式による氏名（住所）変更届を局長に提出しなければならない。

2 母子・父子福祉団体である借受者は、名称又は事務所の所在地を変更したときは、別に定める様式による団体の名称等変更届を知事に提出しなければならない。

（休学等の届出）

第18条 修学資金の借受者は、当該資金の貸付けを受けて修学している者が、休学し、停学し、又は復学したときは、速やかに別に定める様式による休学（停学、復学）届を局長に提出しなければならない。この場合において、休学期間中も引き続いて修学資金の交付を受けようとするときは、その理由書を添えなければならない。

（死亡の届出）

第19条 保証人又は連帯借受者は、借受者が死亡したときは、速やかに別に定める様式による死亡届を局長に提出しなければならない。

（修学資金又は修業資金の継続貸付け）

第20条 修学資金又は修業資金の借受者である配偶者のない女子等が死亡した場合において、連帯借受者が法第13条第3項又は第31条の6第3項の規定により当該資金を継続して借り受けようとするときは、別に定める様式による母子福祉資金等継続貸付申請書に母子福祉資金等借受資格証明を添えて局長に提出しなければならない。

2 局長は、前項の規定による母子福祉資金等継続貸付申請書を受理したときは、その内容を審査し、継続して貸し付けることを適当と認めるときは別に定める様式による母子福祉資金等継続貸付承認決定通知書により、継続して貸し付けることを不適当と認めるときは別に定める様式による母子福祉資金等継続貸付不承認決定通知書により当該申請書を提出した者に通知するものとする。

3 [略]

（貸付けの停止）

第21条 継続資金の借受者は、政令第12条（政令第31条の7において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する貸付けを停止する事由に該当するとき（第19条に規定する場合を除

提出しなければならない。

- 2 局長は、前項の届出を受理した場合において貸付けの停止を決定したときは、母子福祉資金貸付停止決定通知書（様式第32号）により借受者に通知しなければならない。

第22条 局長は、政令第13条の規定に基づき貸付けの停止を決定したときは、母子福祉資金貸付停止決定通知書（様式第32号）により借受者に通知するものとする。

（知識技能習得先変更の届出等）

第23条 次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める書類を、借受者にあつては局長に、借受団体にあつては知事に提出しなければならない。

- (1) 技能習得資金又は修業資金の貸付けにより知識技能を習得中の者が習得先を変更したとき。知識技能習得先変更届（様式第34号）
- (2) 貸付けの対象となった事業を廃止したとき。母子福祉資金貸付対象事業廃止届（様式第35号）
- （書類の経由）

第24条 この規則により知事に提出する申請書、届書その他の書類（以下「申請書等」という。）は、局長（県の区域外に居住する者にあつては、県内の最後の居住地の局長。次項において同じ。）を経由しなければならない。この場合において、市の区域内に居住する者に係る申請書等は社会福祉法（昭和26年法律第45号）第14条第1項の規定による当該市の福祉事務所の長（以下「当該市の福祉事務所長」という。）を、町村の区域に居住する者に係る申請書等は当該町村の長を経由したものでなければならない。

- 2 この規則により局長に提出する申請書等は、市の区域内に居住する者にあつては当該市の福祉事務所長を、町村の区域に居住する者にあつては当該町村の長を経由しなければならない。
- 3 この規則により知事が交付する通知書及び請求書（以下「通知書等」という。）は局長を、局長が交付する通知書等は当該市町村長を経由するものとする。

く。）は、別に定める様式による母子福祉資金等借受者資格喪失届を局長に提出しなければならない。

- 2 局長は、前項に規定する母子福祉資金等借受者資格喪失届を受理したときは、速やかに貸付けの停止の決定を行い、別に定める様式による母子福祉資金等貸付停止決定通知書により当該届を提出した者に通知するものとする。

第22条 局長は、政令第13条（政令第31条の7において準用する場合を含む。）の規定に基づき貸付けの停止を決定したときは、母子福祉資金等貸付停止決定通知書により借受者に通知するものとする。

（知識技能習得先変更の届出等）

第23条 借受者は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める書類を局長に提出しなければならない。

- (1) 技能習得資金又は修業資金の貸付けにより知識技能を習得中の者が習得先を変更したとき。別に定める様式による知識技能習得先変更届
- (2) 貸付けの対象となった事業を廃止したとき。別に定める様式による母子福祉資金等貸付対象事業廃止届
- （書類の経由）

第24条 第16条第1項の規定により知事に提出する母子福祉資金等償還免除申請書は、局長（県外に居住する者にあつては、県内における最後の居住地を所管する局長。以下この条において同じ。）を経由しなければならない。この場合において、市（県内の市に限る。次項において同じ。）の区域内に居住する者に係る母子福祉資金等償還免除申請書は居住する市の社会福祉法（昭和26年法律第45号）に定める福祉に関する事務所（以下この条において「市の福祉事務所」という。）の、町村（県内の町村に限る。次項において同じ。）の区域内に居住する者に係る母子福祉資金等償還免除申請書は居住する町村の長を経由したものでなければならない。

- 2 この章の規定により局長に提出する申請書、届出書その他の書類は、市の区域内に居住する者にあつては居住する市の福祉事務所の、町村の区域内に居住する者にあつては居住する町村の長を経由しなければならない。
- 3 第16条第2項の規定により知事が交付する通知書は局長及び第1項の規定により母子福祉資金等償還免除申請書を経由した市の福祉事務所又は町村の長を、この章の規定により局長が交付する通知書及び請求書は前項の規定により申請書、届出書その他の書類を経由した市の福祉事務所又は町村の長を経由するものとする。



4 前3項の規定にかかわらず、母子福祉団体に係る申請書等又は通知書等は、直接知事に提出し、又は知事が通知するものとする。

(母子福祉団体事務所等立入検査員証)

第25条 政令第15条第2項第1号の規定に基づき母子福祉団体の事務所又は事業所の立入検査を行う当該職員は、その職務を行う場合には、その身分を示す証明書を所持し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

(貸付者台帳等)

第26条 母子福祉資金貸付金の貸付け及び償還金の状況明らかにするため、知事は借受団体に係る母子福祉資金貸付台帳(様式第37号のア)を、局長は借受者に係る貸付者台帳(様式第37号のイ)及び債権管理簿(様式第37号のウ)を備えておいて整理するものとする。

2 [略]

(調定票等)

第27条 次の各号に定める書類で借受者の償還金に係るものについては、会計規則(平成4年岩手県規則第21号)の規定にかかわらず、当該各号に定めるところによる。

(1) 納入通知票(様式第41号)

(2) 納付票(様式第41号)

(3) 領収票(様式第41号)

(4) 現金払込票(様式第42号)

(5) 証券払込票(様式第42号)

(6) 領収済通知票(様式第43号のア)

(7) 領収済通知票(様式第43号のイ)

(8) 領収票(様式第45号のア)

(9) 領収票(様式第45号のイ)

(10) 収納票(様式第46号)

(貸付けの申請)

第28条 法第32条第1項(法附則第6条第1項においてその例によることとされる場合を含む。)において準用する法第13条第1項に規定する資金(以下「寡婦福祉資金」という。)の貸付けを受けようとする者(以下この章において「申請者」という。)は、寡婦福祉資金貸付申請書(様式第1号のア)に次に掲げる書類を添えて局長に提出しなければならない。

(1) 申請者の戸籍謄本及び住民票の写し(法第32条第1項において準用する法第13条第1項第2号及び第3号並びに

(身分証明書の提示等)

第25条 政令第15条第2項第1号(政令第31条の7において準用する場合を含む。)の規定に基づき母子・父子福祉団体の事務所又は事業所の立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を所持し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

(貸付者台帳等)

第26条 母子福祉資金貸付金等の貸付け及び償還金の状況明らかにするため、知事は母子・父子福祉団体である借受者に係る別に定める様式による母子福祉資金等貸付台帳を、局長は借受者(母子・父子福祉団体を除く。)に係る別に定める様式による貸付者台帳及び別に定める様式による債権管理簿を備えておいて整理するものとする。

2 [略]

(現金払込票等)

第27条 次の各号に掲げる書類で借受者の償還金に係るものについては、会計規則(平成4年岩手県規則第21号)の規定にかかわらず、当該各号に定めるところによる。

(1) 現金払込票 別に定める様式による現金払込票

(2) 証券払込票 別に定める様式による証券払込票

(3) 領収済通知票 別に定める様式による領収済通知票

(4) 領収票 別に定める様式による領収票

(貸付けの申請)

第28条 法第32条第1項(法附則第6条第1項においてその例によることとされる場合を含む。)の規定により寡婦福祉資金の貸付けを受けようとする者は、別に定める様式による寡婦福祉資金貸付申請書に次に掲げる書類を添えて局長に提出しなければならない。

(1) 貸付けを受けようとする者(法第32条第1項第2号及び第3号(寡婦が事業を開始し、又は就職するために必要

政令第32条第7号及び第8号に規定する資金の貸付申請の場合にあっては、20歳以上である子その他これに準ずる者（以下「20歳以上である子等」という。）の戸籍謄本及び住民票の写しを含む。）

(2) 寡婦福祉資金借受資格証明（様式第2号のイ）

(3) 保証書（様式第3号）

(4) 次の表の左欄に掲げる寡婦福祉資金の種別ごとに、当該右欄に定める書類

資金の種別	添付書類
事業開始資金	事業計画書（様式第4号）
事業継続資金	1 事業状況調書（様式第5号） 2 [略]
修学資金及び就学支度資金	寡婦福祉資金貸付金の貸付けにより修学する20歳以上である子等が在学する学校の長の発行する在学証明書又は当該20歳以上である子等が入学しようとする学校の長の発行する入学決定通知書の写し若しくは入学を証明する書類
[略]	

(5) [略]

第29条 法第32条第3項において準用する法第14条の規定により寡婦福祉資金の貸付けを受けようとする母子福祉団体は、寡婦福祉資金貸付申請書（様式第1号のイ）に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(1) 定款又は寄附行為の写し

(2)・(3) [略]

(4) 貸付申請の日の属する年度及びその前年度の収支計算書

(5)～(10) [略]

(保証人の資格)

第30条 政令第38条において準用する政令第9条第1項の規定による保証人は、次に掲げる要件を備えていなければならない。

(1) [略]

(2) 県内に1年以上居住し、かつ、原則として申請者の居住地を所管する広域振興局の所管区域内に居住していること。

な知識技能を習得するのに必要な資金を除く。）並びに政令第32条第8号及び第9号に掲げる資金の貸付けを受けようとする場合にあっては、法第32条第1項に規定する寡婦の被扶養者（以下この条において「寡婦の被扶養者」という。）を含む。）の戸籍謄本及び住民票の写し

(2) 別に定める様式による寡婦福祉資金借受資格証明

(3) 保証書

(4) 次の表の左欄に掲げる資金の種別ごとに、当該右欄に定める書類

資金の種別	添付書類
事業開始資金	事業計画書
事業継続資金	1 事業状況調書 2 [略]
修学資金及び就学支度資金	貸付けにより修学する寡婦の被扶養者が在学する学校の長の発行する在学証明書又は当該寡婦の被扶養者が入学しようとする学校の長の発行する入学決定通知書の写し若しくは入学を証明する書類
[略]	

(5) [略]

第29条 法第32条第4項において読み替えて準用する法第14条の規定により寡婦福祉資金の貸付けを受けようとする母子・父子福祉団体は、別に定める様式による寡婦福祉資金貸付申請書に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(1) 定款の写し

(2)・(3) [略]

(4) 貸付申請の日の属する年度の収支予算書及びその前年度の収支計算書、損益計算書又は活動計算書

(5)～(10) [略]

(保証人の資格)

第30条 政令第38条において読み替えて準用する政令第9条第1項の規定による保証人（以下この章において「保証人」という。）は、次に掲げる要件を備えていなければならない。

(1) [略]

(2) 県内に1年以上居住し、かつ、原則として貸付けを受けようとする者の居住地を所管する広域振興局の所管区域内に居住していること。

(貸付調査書の作成等)

第31条 局長は、第28条の規定による貸付けの申請があった場合は、速やかに必要な調査を行い、寡婦福祉資金貸付調査書(様式第7号のア)を作成するものとする。

(貸付けの決定及び通知)

第32条 知事又は局長は、第28条又は第29条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、寡婦福祉資金の貸付けを適当と認めるときは寡婦福祉資金貸付決定通知書(様式第7号のイ)により、寡婦福祉資金の貸付けを不適当と認めるときは寡婦福祉資金貸付不承認決定通知書(様式第8号)により当該申請者に通知するものとする。

(据置期間の延長)

第33条 政令第37条第2項において準用する政令第8条第5項の規定による据置期間の延長を受けようとする者は、寡婦福祉資金据置期間延長申請書(様式第9号のア)に市町村長の発行する次に掲げる事項を証する書類を添えて局長に提出しなければならない。

(1)～(3) [略]

2 局長は、前項の規定による寡婦福祉資金据置期間延長申請書を受理したときは、内容を審査し、据置期間を延長することを適当と認めるときは寡婦福祉資金償還金据置期間延長承認決定通知書(様式第9号のウ)により、据置期間を延長することを不適当と認めるときは寡婦福祉資金償還金据置期間延長不承認決定通知書(様式第9号のウ)により当該申請者に通知するものとする。

(寡婦福祉資金貸付金の交付)

第33条の2 修学資金、技能習得資金、修業資金又は生活資金については、毎年2月、4月、6月、8月、10月及び12月の6期に、当月分及び翌月分を交付するものとする。ただし、特別の理由があるときは、その交付期月でない月であっても、交付するものとする。

第33条の3 寡婦福祉資金貸付金の交付日は、毎月25日(その日が金融機関の休日に当たるときは、その翌日以後の直近の金融機関の営業日)とする。ただし、修学資金、技能習得資金、修業資金又は生活資金に係る2回目以後の交付日は、交付期月の5日(その日が金融機関の休日に当たるときは、その翌日以後の直近の金融機関の営業日)とする。

(保証人の変更)

第34条 寡婦福祉資金の貸付決定を受けた者(以下この章において「借受者」という。)は、政令第38条において準用する

(貸付調査書の作成等)

第31条 局長は、第28条の規定による寡婦福祉資金貸付申請書を受理したときは、速やかに必要な調査を行い、別に定める様式による寡婦福祉資金貸付調査書を作成するものとする。

(貸付けの決定及び通知)

第32条 局長は、第28条又は第29条の規定による寡婦福祉資金貸付申請書を受理したときは、その内容を審査し、寡婦福祉資金の貸付けを適当と認めるときは別に定める様式による寡婦福祉資金貸付決定通知書により、寡婦福祉資金の貸付けを不適当と認めるときは別に定める様式による寡婦福祉資金貸付不承認決定通知書により当該申請書を提出した者に通知するものとする。

(据置期間の延長)

第33条 政令第37条第5項の規定による据置期間の延長の決定を受けようとする者は、別に定める様式による寡婦福祉資金据置期間延長申請書に市町村長の発行する次に掲げる事項を証する書類を添えて局長に提出しなければならない。

(1)～(3) [略]

2 局長は、前項の規定による寡婦福祉資金据置期間延長申請書を受理したときは、その内容を審査し、据置期間の延長を適当と認めるときは別に定める様式による寡婦福祉資金償還金据置期間延長承認決定通知書により、据置期間の延長を不適当と認めるときは別に定める様式による寡婦福祉資金償還金据置期間延長不承認決定通知書により当該申請書を提出した者に通知するものとする。

(寡婦福祉資金貸付金の交付)

第33条の2 継続資金については、2月、4月、6月、8月、10月及び12月に、当月分及び翌月分を交付するものとする。ただし、特別の理由があるときは、この限りでない。

第33条の3 寡婦福祉資金貸付金の交付日は、毎月25日(その日が金融機関の休日に当たるときは、その翌日以後の直近の金融機関の営業日)とする。ただし、継続資金に係る2回目以後の交付日は、前条に規定する交付期月の5日(その日が金融機関の休日に当たるときは、その翌日以後の直近の金融機関の営業日)とする。

(保証人の変更)

第34条 寡婦福祉資金の貸付決定を受けた者(以下この章において「借受者」という。)は、保証人を変更しようとする

政令第9条第1項の規定による保証人を変更しようとするとき、又は保証人が死亡したときは、速やかに保証人変更届(様式第11号)に保証書を添えて局長に提出しなければならない。

(寡婦福祉資金貸付金の増額)

第35条 修学資金、技能習得資金、修業資金又は生活資金の借受者は、その寡婦福祉資金貸付金の額が政令第36条第3号から第5号まで又は第8号の規定による限度額に満たない場合において、特別の事由により増額を必要とするときは、その限度額の範囲内において寡婦福祉資金貸付金の増額を寡婦福祉資金増額申請書(様式第12号)に保証人の保証書を添えて局長に申請することができる。

(繰上償還)

第36条 政令第37条第2項において準用する政令第8条第3項ただし書の規定による繰上償還をしようとするときは、寡婦福祉資金繰上償還申出書(様式第17号)を、借受者にあつては局長に、寡婦福祉資金の貸付決定を受けた福祉団体(以下この章において「借受団体」という。)にあつては知事に提出しなければならない。

(一時償還の請求)

第37条 知事又は局長は、政令第38条において準用する政令第16条の規定により寡婦福祉資金貸付金の全部又は一部につき一時償還の請求を決定したときは、寡婦福祉資金一時償還請求書(様式第18号)により請求するものとする。

(違約金徴収免除の申請等)

第38条 借受者は、政令第38条において準用する政令第17条ただし書の規定による違約金の徴収の免除を受けようとするときは、寡婦福祉資金違約金徴収免除申請書(様式第19号のア)に同条ただし書に該当することを証する書類を添えて、局長に提出しなければならない。

(償還金の支払猶予の申請等)

第38条の2 政令第38条において準用する政令第19条第1項の規定による償還金の支払猶予を受けようとするときは、寡婦福祉資金支払猶予申請書(様式第20号)に同項各号に該当することを証する書類を添えて、借受者にあつては局長に、借受団体にあつては知事に提出しなければならない。

(償還免除の申請等)

第39条 法第32条第4項において準用する法第15条第1項の規定により寡婦福祉資金貸付金の全部又は一部について償還の免除を受けようとする者は、寡婦福祉資金償還免除申請書(様式第23号)に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなけれ

き、又は保証人が死亡したときは、速やかに保証人変更届に保証書を添えて局長に提出しなければならない。

(寡婦福祉資金貸付金の増額)

第35条 継続資金の借受者は、その寡婦福祉資金貸付金の額が政令第36条第3号から第5号まで又は第8号に定める限度額に満たない場合において、特別の事由により当該限度額の範囲内において増額の貸付けを受けようとするときは、別に定める様式による寡婦福祉資金増額申請書に保証書を添えて局長に提出しなければならない。

(繰上償還)

第36条 借受者は、政令第37条第3項ただし書の規定による繰上償還をしようとするときは、別に定める様式による寡婦福祉資金繰上償還申出書を局長に提出しなければならない。

(一時償還の請求)

第37条 局長は、政令第38条において読み替えて準用する政令第16条の規定に基づき寡婦福祉資金貸付金の全部又は一部につき一時償還の請求を決定したときは、別に定める様式による寡婦福祉資金一時償還請求書により請求するものとする。

(違約金徴収免除)

第38条 借受者は、政令第38条において準用する政令第17条ただし書の規定による違約金の徴収の免除を受けようとするときは、別に定める様式による寡婦福祉資金違約金徴収免除申請書に同条ただし書に該当することを証する書類を添えて、局長に提出しなければならない。

(償還金の支払猶予)

第38条の2 借受者は、政令第38条において読み替えて準用する政令第19条第1項の規定に基づく償還金の支払猶予を受けようとするときは、別に定める様式による寡婦福祉資金償還金支払猶予申請書に同項各号に該当することを証する書類を添えて、局長に提出しなければならない。

(償還免除)

第39条 法第32条第5項において準用する法第15条第1項の規定により寡婦福祉資金貸付金の全部又は一部について償還の免除を受けようとする者は、別に定める様式による寡婦福祉資金償還免除申請書に次に掲げる書類を添えて知事に提出し

ばならない。

(1) [略]

(2) 保証人又は政令第38条において準用する政令第9条第3項に規定する連帯借受者が寡婦福祉資金貸付金の償還未済額の全部又は一部を償還することができない事実を証明する書類

(修学資金又は修業資金の継続貸付け)

第40条 修学資金又は修業資金の借受者である寡婦が死亡した場合において、連帯借受者が法第32条第1項において準用する法第13条第3項の規定により当該資金を継続して借り受けようとするときは、寡婦福祉資金継続貸付申請書(様式第30号のア)に寡婦福祉資金借受資格証明(様式第6号のイ)を添えて局長に提出しなければならない。

(貸付けの停止)

第41条 借受者は、政令第38条において準用する政令第12条第1項各号、第2項各号(第2号及び第3号を除く。)又は第3項各号に該当するとき(第44条において準用する第19条に規定する場合を除く。)は、寡婦福祉資金借受者資格喪失届(様式第31号)を局長に提出しなければならない。

第42条 局長は、政令第38条において準用する政令第13条の規定に基づき貸付けの停止を決定したときは、寡婦福祉資金貸付停止決定通知書(様式第33号)により借受者に通知するものとする。

(母子福祉団体事務所等立入検査証)

第43条 政令第38条において準用する政令第15条第2項第1号の規定に基づき母子福祉団体の事務所又は事業所の立入検査を行う当該職員は、その職務を行う場合にはその身分を示す証明書を所持し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

なければならない。

(1) [略]

(2) 保証人又は政令第38条において読み替えて準用する政令第9条第3項に規定する連帯債務を負担する借主(次条において「連帯借受者」という。)が寡婦福祉資金貸付金の償還未済額の全部又は一部を償還することができない事実を証明する書類

(修学資金又は修業資金の継続貸付け)

第40条 修学資金又は修業資金の借受者である寡婦が死亡した場合において、連帯借受者が法第32条第2項の規定により当該資金を継続して借り受けようとするときは、別に定める様式による寡婦福祉資金継続貸付申請書に別に定める様式による寡婦福祉資金借受資格証明を添えて局長に提出しなければならない。

(貸付けの停止)

第41条 継続資金の借受者は、政令第38条において読み替えて準用する政令第12条(第2項第2号及び第3号を除く。)に規定する貸付けを停止する事由に該当するとき(第44条において準用する第19条に規定する場合を除く。)は、別に定める様式による寡婦福祉資金借受者資格喪失届を局長に提出しなければならない。

第42条 局長は、政令第38条において準用する政令第13条の規定に基づき貸付けの停止を決定したときは、別に定める様式による寡婦福祉資金貸付停止決定通知書により借受者に通知するものとする。

(身分証明書の提示等)

第43条 政令第38条において準用する政令第15条第2項第1号の規定に基づき母子・父子福祉団体の事務所又は事業所の立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を所持し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

備考 改正部分は、下線の部分である。

様式第1号のアから様式第46号までを削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成26年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則に規定する別に定める様式は、この規則の施行の日以後に提出し、又は交付する申請書等又は通知書等について適用し、同日前に提出し、又は交付した申請書等又は通知書等については、なお従前の例による。

3 この規則による改正前の母子及び寡婦福祉法施行細則に規定する様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用するこ

とができる。

(岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する規則の一部改正)

4 岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する規則(平成12年岩手県規則第50号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
第26条 条例別表第2の18の4の項の規則で定めるものは、 <u>母子及び寡婦福祉法施行細則</u> (昭和41年岩手県規則第9号)第24条(同規則第44条において準用する場合を含む。)の申請書、届書その他の書類の受理並びに通知書及び請求書の交付に関する事務とする。	第26条 条例別表第2の18の4の項の規則で定めるものは、 <u>母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則</u> (昭和41年岩手県規則第9号)第24条(同規則第44条において準用する場合を含む。)の申請書、届書その他の書類の受理並びに通知書及び請求書の交付に関する事務とする。
備考 改正部分は、下線の部分である。	